

令和 6 年第 4 回桶川市農業委員会総会 議事録

令和 6 年 4 月 25 日（木） 午後 2 時から

場所：桶川市役所 3 階 会議室 305

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
【欠席委員】	0 人
【傍聴人】	0 人
事務局長	只今より、令和 6 年第 4 回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員 11 名のうち 11 名の出席があり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の 1「開会」を、岩崎委員にお願いします。
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の 2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第 4 条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の 3「議事録署名委員の指名」でございます。 11 番の渡邊委員と、1 番の秋山委員にお願いします。
議長	それでは、次第の 4「議事」に入ります。 第 1 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第 1 号議案第 1 号件について説明させていただきます。 譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。

	本件は一時転用の案件になりますので、将来的には農地へ復元されることになります。一時転用の期間は最長３年間で決まっておりますが、この案件は許可日から令和７年３月３１日までとなっておりますので、期間に問題はございません。 こちらは賃貸借権を設定する案件で、主な転用目的は川田谷生涯学習センターと農業センターの利用者駐車場です。 川田谷生涯学習センターと農業センターの外構について一体的に整備工事を行うことから、既存の駐車場が使用できなくなるため、今回の申請に至っております。 転用面積は 1343 ㎡で、土木シートを敷いた上に鉄板を敷き、駐車場として利用する計画となっております。駐車予定台数は 40 台となっております。 一時転用終了後の農地への復旧についてですが、外構工事が終了する来年２月中旬に復旧工事を開始し、３月末までに完了する予定となっております。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございます。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
渡邊委員	それでは報告させていただきます。 ４月 18 日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございます。 それでは、第 1 号議案第 1 号件について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りします。 第 1 号議案第 1 号件について、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1 号議案第 2 号件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第 1 号議案第 2 号件について説明させていただきます。

	転用目的は、自己用住宅敷地となっております。 農地区分については 10ha 以上の一団の農地であることから、第 1 種農地と考えております。本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、第 1 種農地の不許可の例外に該当し、立地基準は満たしていると考えられます。 建築面積は 149.05 m²で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面の道路側溝へ放流する計画となっております。 隣地農地との境界には、コンクリートブロックを内積みする計画です。また、申請地には 3 台分の駐車スペースを設ける計画となっております。転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいと思います。 なお、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
渡邊委員	4 月 18 日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第 1 号議案第 2 号件について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第 1 号議案第 2 号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1 号議案第 3 号件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第 1 号議案第 3 号件について説明させていただきます。 譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 本件は一時転用の案件になりますので、将来的には農地へ復元される

	ことになります。一時転用の期間は最長３年間で決まっておりますが、この案件は許可日から７月３１日までとなっておりますので、期間に問題はございません。 こちらは賃貸借権を設定する案件で、主な転用目的はべに花まつり用の駐車場です。申請地の隣接地でべに花の鑑賞畑の設置が予定されており、その来場者のための駐車場が必要とのことで、今回の申請に至っております。 転用面積は473㎡で、ブルーシートを敷いた上に鉄板を敷き、駐車場として利用する計画となっております。駐車予定台数は20台となっております。 一時転用終了後の農地への復旧についてですが、べに花の開花時期が終了する７月中旬に復旧工事を開始し、７月末までに完了する予定となっております。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
渡邊委員	それでは報告させていただきます。 ４月18日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第１号議案第３号件について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りします。 第１号議案第３号件について、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第２号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明について」事務局から説明をお願いします。
事務局	被相続人、相続人の氏名、住所、対象地番、地目、面積は資料記載のとおりです。

	買い取り申出者は、被相続人の子でございます。 被相続人が死亡したことにより、申出者が対象地を相続することとなりました。 今後、生産緑地の解除を行うにあたり、被相続人が生前に主たる従事者であったことを確認し、その者が生産緑地を農地として経営することが困難であることを適正に判断することが農業委員会に求められております。そして、その旨の証明書が必要であるため、今回の申請に至っております。 本件の場合、被相続人は亡くなっており、農地を経営することが困難であることは明らかですので、生前に主たる従事者であったことを確認することが必要となっております。 事務局で所有農地の過去の航空写真を確認しましたが、生前も農地は適正に管理されている状態でした。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
渡邊委員	4月18日に現地調査を行いました。 対象地は全て適正に管理されており、特段問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 続きまして、聞き取り調査の結果報告を、原島委員よりお願いします。
原島委員	4月19日に聞き取り調査を行いました。 買い取り申出者への聞き取りを行いました。被相続人は80歳過ぎまで露地野菜を栽培していたとのこと。その後の従事状況ですが、対象地は親族の協力により農地として維持・管理がされておりました。 聞き取り調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第2号議案について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第2号議案について、承認とすることよろしいですか。
委員	異議なし。

議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第３号議案「農用地利用集積計画（案）及び農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第３号議案１号件について説明させていただきます。 基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。 まず１件目ですが、２筆、1284 ㎡となっております。こちらは使用貸借権の解約となっております。 次に、２件目ですが、２筆、1757 ㎡となっております。こちらは使用貸借権の設定で、期間は 10 年間となっております。こちらの借受人は桶川市の認定農家にもなっていることから、耕作するうえでも問題はないと考えられます。事務局からは以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
渡邊委員	それでは報告させていただきます。 ４月 18 日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第３号議案第１号件についてですが、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第３号議案第１号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第３号議案第２号件と第３号件については、関連性があるとのことです。一括して審議したいと思います。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局	まず第 2 号件についてですが、農地中間管理事業を利用した農用地利用集積計画となっています。 これまでの違いとしては、出し手と受け手の間に農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が入ることです。そのため、例え受け手側の状況が変化し、農地の返還が行われたとしても、最長 2 年間は農地中間管理機構が土地を管理し、その間に次の受け手を探してくれる点が大きな違いとなっています。 設定する権利の種類は使用貸借権で、設定期間は令和 6 年 7 月 1 日から 10 年間です。 対象地は全部で 209 筆、合計面積は 147, 119. 37 m²となっております。今回農地中間管理機構が借り入れる予定の農地は、認定農業者 2 名が受け手として農地を借りる予定となっています。中間管理機構から受け手が農地を借りる内容については、第 3 号件に記載されている資料となっております。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第 3 号議案第 2 号件、第 3 号件について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第 3 号議案第 2 号件、第 3 号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして次第の 5「報告事項」に入ります。 事務局からお願いします。
事務局	それでは、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第 4 条の届出が 1 件となっており、転用目的は、住宅敷地となっております。農地法第 5 条の届出が 2 件となっております。転用目的は、住宅敷地が 2 件となっております。 なお、令和 6 年 3 月 29 日までに行われた専決処分となっております。 事務局からの報告は以上です。

議長	ありがとうございました。 それでは次第 6「その他事項」について、事務局からお願いします。
事務局	まず、生産緑地地区の買取りの斡旋について、説明をいたします。 お配りした資料は、生産緑地の指定が解除される見込みの土地に関する概要書になります。 生産緑地法第 13 条には、「市町村長は、生産緑地について、買い取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならない。」と定められております。 桶川市長がこれらの土地を買い取らない旨の通知をしたため、農林業に従事する方への買い取りの斡旋について、依頼されております。 委員の皆様方の外、農林業に従事する方の中で、これらの土地を買い取り、保全管理していくことを希望される方がいらっしゃいましたら、令和 6 年 5 月 15 日までに農業委員会事務局までご連絡ください。 なお、買い取り希望価格等の詳細につきましては、桶川市都市計画課へお問い合わせください。 次に、農業委員会の日程についてお知らせいたします。 次の現地調査は、令和 6 年 5 月 17 日（金）の午前 10 時から、第 2 班が行いますので、市役所 3 階の会議室 304 にお集まりください。 また、次の農業委員会総会は、令和 6 年 5 月 24 日（金）の午後 2 時から、市役所 3 階の会議室 304 で行いますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。
議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。 それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。
岩崎委員	（閉会宣言） 閉会時間 午後 2 時 47 分